

城端線・氷見線再構築会議 設置要綱（案）

令和 5 年 7 月 3 0 日制定

令和 5 年 9 月 6 日改正

1 目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 24 条第 2 項による認定を受けた、城端線・氷見線鉄道事業再構築実施計画（以下「実施計画」という。）の実施に関する検討を行うことを目的とする。

2 名称

本会議は、城端線・氷見線再構築会議（以下「会議」という。）と称する。

3 所掌事務

会議は、城端線・氷見線の再構築事業を円滑に進めるため、以下の事務を所掌する。

- (1) 実施計画に定めた事業の実施に関すること。
- (2) その他、城端線・氷見線の再構築事業の実施に必要な事務に関すること。

4 構成及び運営

- (1) 会議は、別表に掲げる委員及びオブザーバーにより構成する。
- (2) 会長は、富山県知事をもって充てる。
- (3) 会長は、会議を代表し、会議の会務を総理する。
- (4) 会長は、必要に応じ、会議の下に部会及び作業チームを置くことができる。
- (5) 会長を含む委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- (6) その他、会議の運営に必要な事項は、会長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 会議の議決方法は、委員の全会一致を原則とするが、全会一致が著しく困難であると認められる場合は過半数の委員の賛成をもって決することとし、可否同数の場合は会長の決するところによるものとする。
- (2) 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の一部又は全部を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる検討については、その限りにおいて非公開で行うものとする。

6 庶務

会議の庶務は、富山県交通政策局地域交通・新幹線政策室が行う。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 30 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 9 月 6 日から施行する。

別表

委員	富山県知事
	高岡市長
	氷見市長
	砺波市長
	南砺市長
	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長
	あいの風とやま鉄道株式会社社長
オブザーバー	国土交通省北陸信越運輸局鉄道部長